記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。⑺落札者の決定方法　予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、競り下げ方式（最高３回まで）による入札を行う。

6　Summary　⑴Contracting entity：Masatoshi Shinoda, Director General of Procurement Division, Japan Post Network Co., Ltd　⑵Classification of the products to be procured：14　⑶Nature and quantity of the products to be purchased：About 200 sets of Automatic Reception Machine (Operating Selection Type)　⑷Delivery period：(Last) By 10 March 2011　⑸Delivery place：To be specified later　⑹Time limit of tender：3：00 PM 17 March 2010　⑺Qualification for participating in the tendering procedures：Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by Japan Post Network Co., Ltd　⑻Contact point for the notice：Tatsuya Kanemoto, Procurement Division, Japan Post Network Co., Ltd, 3―2 Kasumigaseki 1-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―8798 Japan. TEL 03―3504―4276

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年１月26日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行　専務執行役
間瀬　朝久

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

１　調達内容　⑴品目分類番号　６　⑵品名及び数量　振替払出証書（あて名票付き）4,317箱（予定）　⑶購入物品の特質等　入札説明書による。⑷納入期限　平成22年４月ほか９回　⑸納入場所　小樽貯金事務センターほか10箇所　⑹入札・開札の日時及び場所　平成22年３月23日午後１時30分　入札室

２　競争参加資格　⑴下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。イ　下記の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者　㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者　㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者　㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者　㋔　正当な理由が無くて契約を履行しなかった者　㋕　その他、会社に損害を与えた者　ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。㋐　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。㋑　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。⑵株式会社ゆうちょ銀行における取引先資格審査において資格を有すると認められた者又は総務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）を有する者。

３　入札者に求められる義務等　平成22年３月16日午後３時までに、入札説明書に明記されている下見積書等を下記４に示す場所に提出しなければならない。提出された書類を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した書類について説明を求めたときはこれに応じなければならない。

４　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒100―0013 東京都千代田区霞が関一丁目４番２号　株式会社ゆうちょ銀行コーポレートサービス部門総務管理部（式紙担当）担当　横川　浩　電話03―3504―4691

５　その他　⑴入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。⑶入札保証金及び契約保証金　免除　⑷契約書作成の要否　要　⑸株式会社ゆうちょ銀行競争参加資格審査申請書の提出　参加条件を満たさない者で入札を希望する者は、会社所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、上記４に示す場所へ提出すること。⑹入札書の記載方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。⑺落札者の決定方法　予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、競り下げ方式による入札を行う。

6　Summary　⑴Contracting entity：Tomohisa Mase, Senior Managing Executive Officer JAPAN POST BANK Co., Ltd.　⑵Classification of the Products to be procured：6　⑶Nature and quantity of the products to be purchased：About 4,317 cases of Change expenditure bond　⑷Delivery period：By April 2009 and 9 other times　⑸Delivery place：Otaru Postal Savings Operation center and 11 other places　⑹Time limit of tender 3 PM 16 March 2010　⑺Qualification for participating in the tendering procedures：Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualifyied through the examination of qualifications by JAPAN POST BANK Co., Ltd. For participating in tenders for manufactureing or purchasing equipment.　⑻Contact point for the notice：Hiroshi Yokogawa, General Administration Dept., Corporate Service Unit, JAPAN POST BANK Co., Ltd., 4―2 Kasumigaseki 1-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―0013 Japan. TEL 03―3504―4691

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年１月26日
契約責任者
株式会社かんぽ生命保険　常務執行役
元女　久光

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

１　調達内容　⑴品目分類番号　14　⑵競争に付する事項　所内ＬＡＮ端末（一般事務処理用デスクトップ型）695式（予定）ほか４点の購入　⑶調達案件の仕様等　入札説明書による。⑷納入期限　平成22年７月１日ほか４回　⑸履行場所　入札説明書による。⑹入開札の日時及び場所　平成22年４月６日午後２時00分　株式会社かんぽ生命保険調達部入札室　東京都港区虎ノ門四丁目３番20号神谷町ＭＴビル10階

２　競争参加資格　⑴下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。イ　下記各号の一に該当すると認められるものでその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。㋐　契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者　㋑　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者　㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者　㋓　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者　㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　㋕　その他、当社に損害を与えた者　ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。㋐　会社が提供する